

保険
薬局

開局時間のご案内

月火木金 9:00-19:00

水 9:00-17:00

土 9:00-12:45

■ 夜間・休日等加算の対象時間

平日 19:00～

土曜日 13:00～

1月2～3日、12月29～31日は休日扱い

■ 営業時間外の時間外調剤料について

時間外加算 18:30～22:00、6:00～8:00

深夜加算 22:00～6:00

休日加算 日曜日・祝日・年末年始（12月30日～翌年1月3日）

日・祝日 休み



薬局の管理および運営は以下のとおりです



許可区分 | 薬局



開設者

株式会社オール・プラン社
渡邊 郷史



取り扱う一般用医薬品

薬局医薬品

要指導医薬品

第一類医薬品

指定第二類医薬品

第二類医薬品

第三類医薬品



管理薬剤師

齊藤 有由

勤務する薬剤師

(保管・陳列・販売・情報提供・相談)

小見 亮司

後藤 啓介

松尾 茂子

落合 絵里子

薬剤師

白衣：名札に氏名及び「薬剤師」

その他の勤務者

色付きの白衣：名札に氏名



営業時間

9:00-19:00 (月・火・木・金)

9:00-17:00 (水)

9:00-12:45 (土)

休日：日・祝

医薬品の購入または譲り受けの申し込みを受理する時間は上記営業時間とする

営業時間外の相談時間

090-2218-8375



薬局の名称・許可番号・

許可年月日・所在地・有効期間

薬局開設許可証（別掲）を参照

取り扱う一般用医薬品や副作用救済制度の案内です

薬局製造医薬品

薬局で製造し直接販売・授与する医薬品です。必ず**薬剤師**が書面で対面にて適正説明・販売が義務付けられています。鍵付又は手に取れない場所に陳列しています。

第3類医薬品

要指導医薬品や第1類、第2類医薬品以外で比較的安全性が高いと認められている一般用医薬品です。**薬剤師**または**登録販売者**が必要な情報提供を行い、販売いたします。これらの商品は、直接手に取って確認することができます。

要指導医薬品

医療用から移行した、特に注意が必要な医薬品です。**薬剤師**が書面で対面説明・販売を行います。直接手に取ることができない場所に陳列されています。『要指導医薬品』と表示されています。

指定濫用防止医薬品

厚生労働大臣が指定する「濫用等のおそれのある医薬品」は、依存や健康被害防止のため、消費者が手に取れない場所に陳列します。販売時は**薬剤師**又は**登録販売者**が購入理由や数量を確認し、「乱用による危険性」を書面等で説明し、適正使用を徹底することが義務付けられています。

第1類医薬品

使用上、特に注意が必要な薬です。**薬剤師**が書面で対面説明・販売を行います。直接手に取ることができない場所に陳列されており、『第1類医薬品』と四角枠表示されています。

第2類医薬品

使用上の注意が必要な薬です。特に**指定第2類**は第2類医薬品の中でも特に注意が必要な薬です。使用前には「してはいけないこと」を必ず確認し、**薬剤師**または**登録販売者**が重要な情報を提供し、販売を行います。相談カウンター近く(7m以内)に陳列してあります。外箱には第2類医薬品、指定第2類医薬品ともに『2』を○又は□で囲んで表示されています。



※医療用医薬品
病院や診療所などで医師が判断し発行する処方箋に基づいて、薬剤師が調剤して渡される薬です。

健康被害救済制度

医薬品の副作用等による健康被害を受けられた方の救済制度です。

独立行政法人 医薬品医療機器総合機構

TEL 0120-149-931

医薬品の安全使用のために症状等の情報をお伺いさせていただくことがあります。個人情報個人情報保護法等に基づき適切に管理を行い、医薬品の安全使用以外の目的で利用はしません。

苦情相談窓口

所沢市薬剤師会
04-2991-4501

狭山保健所薬務課
04-2954-6212

私たちの個人情報への基本的な考え方です

当薬局は、「個人情報保護法」及び厚生労働省の「ガイドライン」に従い、質の高いサービス提供のため、皆様の個人情報の適切な管理を徹底します。個人情報の適正な取扱いを保証するため、以下の措置を講じます。

- 関連する法令やガイドラインを厳守します。
- 個人情報管理のルールを定め、全従業員がこれを遵守するよう徹底します。
- 安全管理措置をし、漏洩・滅失・棄損の防止に努めます。
- 定期的に個人情報の取扱い状況を確認し、問題があれば改善します。
- 個人情報を取得する際は、使用目的を明示し、同意を得た上でのみ利用します。ただし、本人の了解を得ている場合、法令に基づく場合、個人を識別できないよう匿名化した場合などは除きます。
- 業務委託時には、委託先が当薬局の方針を理解し、適切に個人情報を扱うよう監督します。
- 個人情報に関する相談体制を整え、迅速に対応します。

当薬局は、次の事項についてご本人から申し出があった場合、適切かつ迅速に対応します。

- 個人情報の利用目的に同意しがたい場合
- 個人情報の開示、訂正、利用停止など（法令により応じられない場合を除く）
- 個人情報が漏洩・滅失・棄損した場合、または、その可能性が疑われる場合
- その他、個人情報の取扱い

皆さまの個人情報を厳重に取り扱っています

法令に基づき開示・提供を求められた場合当薬局では、良質かつ適切なサービスを提供するため、皆様の個人情報を厳重に取り扱っています。個人情報の管理に関する当薬局の基本方針に従い、情報の保護に努めています。個人情報の取り扱いに関してご質問や不明点があれば、どうぞお気軽にお問い合わせください。

当薬局は、個人情報を下記の目的達成に必要な範囲で利用いたします

- ・ 当薬局での調剤サービス提供や業務改善のための基本情報収集
- ・ 患者様の安全な医薬品使用のための情報収集（副作用歴、既往歴、アレルギー情報、体質、併用薬、住所、緊急連絡先など）
- ・ 病院、診療所、他の薬局、訪問看護ステーション、介護サービス事業者との連携や照会対応
- ・ 医療保険関連業務（調剤報酬明細書の提出、審査支払機関又は保険者への照会や回答など）
- ・ 薬剤師賠償責任保険等に関わる保険会社や弁護士への相談や届出
- ・ 当薬局内での薬剤師や医療事務の教育・研修、薬学生の実務実習
- ・ 外部監査機関への情報提供
- ・ 学会や学術誌への発表・報告時の個人情報の匿名化（同意が必要な場合は同意を取得）
- ・ 上記以外に、個別に利用目的を明示した場合においては、その利用目的の達成のため

業務外部委託について

業務の一部を外部委託する際は、十分な保護水準を満たす委託先を選定し、適切に監督いたします。

ご提供いただいた個人情報は下記に該当する場合を除き、第三者に開示することはありません。

- ・ ご利用者から同意をいただいたとき
- ・ 当社との秘密保持契約を締結の業務委託先に必要な範囲で開示する場合

調剤基本料と薬剤服用歴の活用について

当薬局では、服薬管理指導料を算定しております。

患者様ごとに作成した薬剤服用歴などに基づいて、処方された薬剤の重複投薬、相互作用、薬物アレルギーなどを確認した上で、薬剤情報提供文書により情報提供し、薬剤の服用に関し、基本的な説明を行っております。薬剤服用歴等を参照しつつ、服薬状況、服薬期間中の体調変化、残薬の状況等の情報を収集した上で、処方された薬剤の適正使用のために必要な説明を行っております。薬剤交付後においても、必要に応じて指導等を実施してまいります。

※患者様の個人情報は、当薬局の個人情報の保護方針に基づき厳重に管理いたします。もし疑問やご質問がありましたら、遠慮なく当薬局のスタッフにご相談ください。



調剤基本料 ・・・・・・・・・・・・・・・・ 47点

地域支援・医薬品供給対応体制加算2・・・・ 51点

連携強化加算・・・・・・・・・・・・・・・・ 5点

電子的調剤情報連携体制整備加算・・・・・・ 8点（月1回）

在宅薬学総合体制加算1・・・・・・・・・・・・ 30点

当薬局では、医療の透明化や患者様への情報提供を積極的に推進していく観点から、領収書の発行の際に、処方された薬剤の薬価や調剤報酬の算定項目の分かる明細書を無料で発行しております。公費負担等により窓口でお支払いがない方の場合でも発行しております。領収書・明細書が不要の方は予めお申し出ください。

当薬局は以下の施設基準を満たしております。

[処方箋受付月1,800回超（グループで月3万5000回未満）／集中率85％以下／医薬品取引妥結率5割超／特定医療機関との貸貸関係なし／後発医薬品調剤割合85％以上／非常時対応連携体制整備済]

地域に貢献する薬局になるためにしていること



開局時間

平日：8時間以上
土日：一定時間
週：45時間以上



医薬品備蓄

1300品目以上を常時備蓄し、地域の薬局間での在庫融通にも対応しています。
全国どこの医療機関の処方せんでも対応しています。



プライバシー

プライバシーに配慮した構造です。



情報収集

PMDAメディナビ等を活用し、医薬品情報の収集および周知を行っております。



麻薬

麻薬小売業者の免許を受けています。



かかりつけ薬剤師

当薬局は「かかりつけ薬剤師」による服薬管理指導の届出施設であり、管理薬剤師は算定に必要な実務経験を満たしています。



対応

24時間調剤・在宅業務に対応し、地方公共団体等へ周知しています。



在宅医療

年間24回以上の在宅業務実績を有し、医療材料・衛生材料の供給体制、ならびに医療機関や訪問看護との連携体制を整えております。



副作用報告

健康被害防止事例の収集体制、および副作用報告の手順書・報告体制を整備済みです。



研修

調剤従事者の研修参加や学会発表を通じ、資質向上に努めています。



健康相談 健康チェック

健康相談やOTC医薬品・緊急避妊薬の販売に加え、適切な受診勧奨を行っております。

地域の皆さまのお薬相談やセルフメディケーション機器による健康チェックも随時受付中。



敷地内禁煙

たばこの販売や未承認研究用試薬・検査サービスは実施していません。



ジェネリック医薬品

後発医薬品調剤割合が85%超の基準に達しています。

訪問薬剤管理指導に関するご案内

在宅療養中で通院が困難な方を対象に、薬剤師がご自宅を訪問し、お薬の管理や服薬指導をさせていただきます。短期間のみのご利用も可能です。ご希望の際は、まずはお気軽にご相談ください。ご利用にあたっては医師の指示が必要となるため、当薬局より確認・調整を行うことも可能です。

介護保険の方

居宅療養管理指導および 介護予防居宅療養管理指導



同一建物居住者以外

518単位/回



同一建物居住者

379単位/回（2～9人）

342単位/回（10人以上）

1単位=10円 10単位=10円（1割負担）30円（3割負担）自己負担率や厚生労働省が定める地域により金額が異なることがあります。

医療保険の方

在宅患者訪問薬剤管理指導



同一建物居住者以外

650点/回



同一建物居住者

320点/回（2～9人）

290点/回（10人以上）

1点=10円 10点=10円（1割負担）30円（3割負担）自己負担率により金額が変わります。麻薬の調剤や緊急対応、オンライン服薬指導等で点数が異なります。

すずらん薬局 管理薬剤師 齊藤 有由

埼玉県知事指定介護保険事業所 第1142501609号

TEL 04-2945-1876

FAX 04-2945-1896

緊急時→090-2218-8375

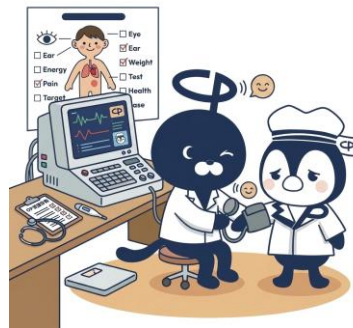
（24時間対応）

調剤だけでなく、おくすり相談や 健康チェックも行っています

おくすり相談



健康チェック



日頃よりご利用いただいている皆さま、ご近所の皆さま、お薬相談や健康チェックを行います。お気軽にお越しください。

また、全国どこの保険医療機関からの処方せんも対応しています。

お薬のことで困ったら**かかりつけ薬剤師**におまかせください

お薬がたくさんあって
間違えそうになる

専任の薬剤師が
あなたの薬を管理

いろんな
病院で薬を
もらっている



こんなこと
医師にいっても
いいのかなあ…



いつでも
相談OK

当薬局では「**かかりつけ薬剤師**」を指名することが可能です。
次回以降は専任の薬剤師が継続してお薬の管理を担当いたします。

当薬局には、3年以上の実務経験（保険薬剤師）を有し、週31時間以上勤務する薬剤師が在籍しております。また、外部機関より認定を受けた「研修認定薬剤師」として、日々知識の研鑽に努めるとともに、地域の医療・保健活動にも積極的に参画しております。

※育児・介護等による短時間勤務の場合は、週24時間かつ週4日以上勤務要件を満たしております。

保険対象外の費用についてのお知らせ

当薬局では、必要に応じて容器代を頂戴しております。また、患者様の都合・希望に基づくご自宅へ調剤した医薬品の持参料・郵送料も患者様負担となります。

治療上の必要性があり、医師の指示があった場合には、規定の調剤報酬点数表に従い算定いたします。甘味料の添加につきまして原則として料金はいただいております。

医師の指示があった場合に限り、希望に基づく一包化は規定の調剤報酬点数表に従い算定いたします。

薬剤の容器代



水剤容器：50円
軟膏容器：30～50円
その他：50円

患者希望による一包化



1包につき
10円

長期収載品の選定療養



2024年10月1日より、一定の条件を満たす長期収載品（特許期間を終了した医薬品）を選択した場合、従来の自己負担に加え、「選定療養費」を負担する必要があります。詳しくはスタッフまでお尋ねください。

取扱い公費負担医療

- 戦傷病者特別援護法→生活保護法による医療扶助・更生医療
- 原子爆弾被爆者に対する援護に関する法律→認定疾病医療・一般疾病医療費
- 感染症の予防及び感染症の患者に対する医療に関する法律→結核患者の適正医療
- 障害者自立支援法→精神通院医療・更生医療・育成医療
- 児童福祉法→療育の給付・障害児施設医療・小児慢性特定疾患治療研究事業に係る医療・児童福祉法の措置等に係る医療
- 特定疾患治療費及び先天性血液凝固因子障害等治療費
- 小児慢性特定疾患治療研究事業に係る医療の給付
- 石綿による健康被害の救済に関する法律による医療費の支給
- 生活保護法による医療扶助



医療DXで、安心安全の服薬支援を行っています

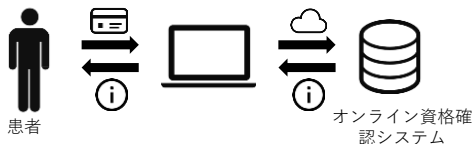
マイナ保険証利用の促進

マイナンバーカードの
保険証利用促進など、
医療DXで質の高い医療
を目指しています。



オンライン資格確認等システムの活用

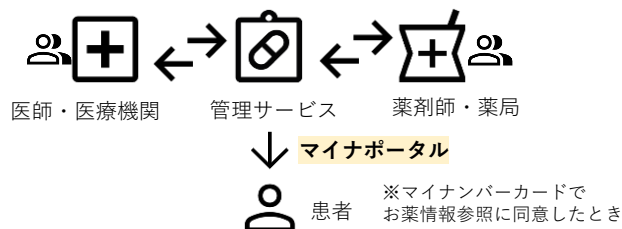
オンライン資格確認で患者さんの診療・
薬剤情報を取得し、調剤や服薬指導に活
用しています。



※オンライン資格確認の個人情報利用は、「審査支払機関又は保険者への照会」のみに限られ、本人の同意なく他の目的に利用できません。

電子処方せんの活用

電子処方せんは、オンライン資格確認システムを使い、医師・
薬剤師間でお薬情報を連携します。重複処方や飲み合わせの危
険性を減らせます。



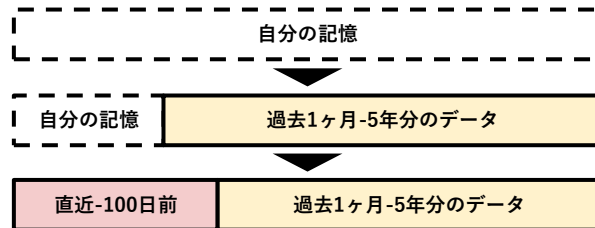
電子処方せんは、マイナンバーカード活用で最大限に機能し、
マイナポータルでお薬情報をいつでも確認できます。

紙の処方せん

マイナ保険証

+

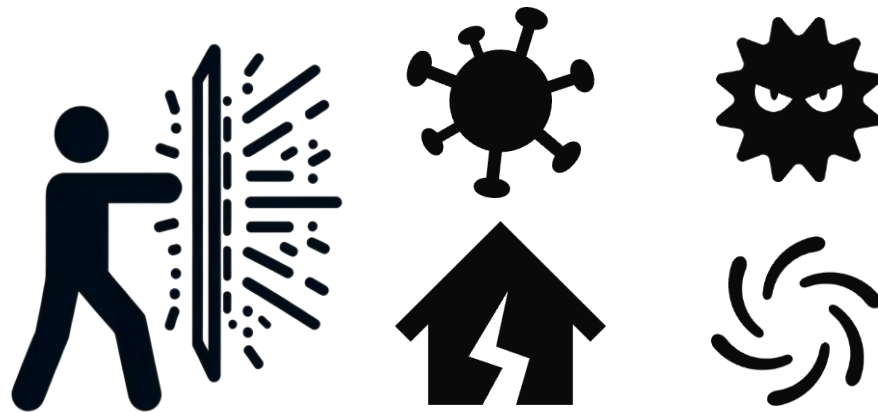
電子処方せん



健康管理や市販薬との飲み合わせの確認に活用できます



感染・災害発生時に対応できる 体制を備えています



当薬局は、都道府県知事指定の「第二種協定指定医療機関」として、災害や新興感染症発生時に迅速に対応できる体制を整備しています。平時より抗原検査キット、市販薬、マスク等を常備し、他機関と連携して緊急時も安心してお薬を受け取れる環境を維持します。

患者様へのお願い

ー医薬品の供給が難しくなっていますー

一部の医薬品について、十分な供給が難しい状況が続いています。
薬の製造上の問題、需要の増加など、複数の問題が複雑に絡み合い、
流通が逼迫していることが原因です。



状況によっては医師に確認の上、以下の変更を行う必要が生じるため、調剤にお時間をいただく場合がございます。

- ・ 同一成分・同一薬効薬への変更
- ・ 処方日数の変更

ご理解・ご協力をお願いいたします。

当薬局では必要な医薬品を確保するため

薬局間の医薬品の融通・医療機関との情報共有に努めています。

2026年6月から 薬の自己負担が変わります

長期収載品の選定療養について

特別の料金の計算方法

先発医薬品と後発医薬品の価格差の2分の1相当を特別の料金としてお支払いいただきます。

例えば、先発医薬品の価格が1錠100円、後発医薬品の価格が1錠60円の場合、差額40円の2分の1である20円を、通常の1～3割の患者負担とは別にお支払いいただきます。



※「特別の料金」は課税対象であるため、消費税分を加えてお支払いいただきます。
※端数処理の関係などで特別の料金が2分の1ちょうどにならない場合もあります。詳しくは厚生労働省HPをご覧ください。
※後発医薬品がいくつか存在する場合は、薬価が一番高い後発医薬品との価格差で計算します。
※薬剤料以外の費用（診療・調剤の費用）はこれまでと変わりません。

先発医薬品を希望した場合の 自己負担の仕組み

- 後発医薬品(ジェネリック医薬品)があるお薬で、先発医薬品の処方希望される場合は、特別の料金をお支払いいただきます。
- 特別の料金は、令和8年6月から、先発医薬品と後発医薬品の価格差の2分の1相当です。
- この機会に、後発医薬品の積極的な利用をお願いいたします。

- ・ 後発医薬品は、先発医薬品と有効成分が同じで、同じように使っていただけるお薬です。
- ・ 先発医薬品と後発医薬品の薬価の差額の2分の1相当を、特別の料金として、医療保険の患者負担と合わせてお支払いいただきます。
- ・ 先発医薬品を処方・調剤する医療上の必要があると認められる場合等は、特別の料金は要りません。

Q&A

Q1. すべての先発医薬品が「特別の料金」を支払う対象となりますか。

- A. いわゆる長期収載品（ちようきしゅうさいひん）と呼ばれる、同じ成分の後発医薬品がある先発医薬品が対象となります。

Q2. なぜ「特別の料金」を支払わなくてはならないのですか。

- A. みなさまの保険料や税金でまかなわれる医療保険の負担を公平にし、将来にわたり国民皆保険をつづけるため、国は、価格の安い後発医薬品への置き換えを進めています。そのため、医療上の必要性がある場合等を除き、より価格の高い一部の先発医薬品を希望される場合には、「特別の料金」として、ご負担をお願いすることとなりました。令和8年6月から、後発医薬品の更なる使用促進に向けて、「特別の料金」を先発医薬品と後発医薬品の価格差の2分の1相当とします。これにより、医療機関・薬局の収入が増えるわけではなく、保険給付が減少することにより医療保険財政が改善されますので、ご理解とご協力をお願いします。

Q3. どのような場合に「特別の料金」を支払うこととなりますか。

- A. 例えば、「使用感」や「味」など、お薬の有効性に関係のない理由で先発医薬品を希望する場合に「特別の料金」をご負担いただきます。過去に当該後発医薬品において副作用が出たことがある場合等は、医師、歯科医師、薬剤師等にご相談ください。

Q4. 流通の問題などにより、医療機関や薬局に後発医薬品の在庫がない場合には「特別の料金」が発生しますか。

- A. 流通の問題などにより、医療機関や薬局に後発医薬品の在庫がない場合には、「特別の料金」を支払う必要はありません。